

# 《放課後児童クラブのしおり》

## 1 放課後児童クラブとは

保護者が仕事又は病気等により昼間家庭にいない児童を対象とした、放課後等において遊び及び生活の場を提供するところです。児童が安心して過ごせる生活の場として、児童クラブは各小学校、児童館、児童センター等に設置されています。

## 2 支援の内容

児童が安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境を整え、安全面に配慮しながら子どもが自ら危険を回避できるようにしていくとともに、子どもの発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるように、自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等により、児童の健全な育成を図ることを目的としています。

なお、児童クラブは、学校や学習塾とは異なるため、宿題や勉強などの学習指導は行いません。また、保護者の勤務が休みで、家庭保育が可能な日は家庭での保育をお願いします。

## 3 対象児童

小学校に就学している児童で甲府市に住所があり、次のいずれかの要件に該当する児童を対象としています。

- (1) 保護者が、仕事等の事情により昼間家庭にいない児童
  - (2) 保護者の疾病、妊娠、出産、看護・介護等の事由により、家庭で保育が受けられないと認められる児童
- ただし、次の児童は入会できません。

- ① 病気中の児童や心身が虚弱で集団の保育に耐えられないと認められる児童
- ② 保護者負担金に未納がある家庭の児童
- ③ その他、児童クラブの運営に支障があると認められる児童

※私的な用事や事前に届出された事由以外での用事では、お預かりできません。

## 4 開設時間

平日は午後2時00分から午後7時00分まで

長期休暇中（夏・冬・春休み）は午前8時00分から午後7時00分まで

第一土曜日（4月を除く）は、午前9時00分から午後5時00分まで

給食のない日、県民の日、学校の振替休日、創立記念日等は児童クラブで別途対応します。

## 5 休業日

- (1) 土曜日（第一土曜日を除く）、日曜日、祝日
- (2) 年末年始（12月29日から翌年1月3日まで）
- (3) 4月の第一土曜日
- (4) その他特に定めた日

※上記の他に、台風・大雨・集団感染などの場合は、臨時休業する場合があります。

## 6 入会の手続き

児童クラブへの入会は、入会申込書に保護者の勤務証明書（保護者の疾病等の理由による場合は診断書等確認できる書類）を添え児童クラブに提出します。

申込が定員を超える場合には、入会基準（低学年の児童を優先して入会等の基準があります。）により決定いたします。入会を決定した方には、別途通知いたします。なお、児童クラブの入会状況により、民間委託の児童クラブをご案内します。

※長期休暇中（春休み、夏休み、冬休み）のみの受付は別途ご案内します。

## 7 入会以後の手続き（退会、休会、変更等）

### 《退会（利用の取消）》

退会しようとする場合は、速やかに退会届を提出してください。保護者負担金は、退会届に記載された退会日までの日割り計算となります。届出が無い場合は、欠席扱いとなり保護者負担金が発生しますのでご注意ください。

また、次に該当すると認められた場合は、利用を取り消します。

- (1) 無断欠席が5日以上続いたり、欠席が15日以上続くとき。（休会届を提出した場合を除く）
- (2) 保育実施理由が消滅したとき。
- (3) 保護者負担金を滞納したとき。
- (4) 集団生活に適応できないとき。（集団生活が困難、他の児童や放課後児童支援員に危害を加えるなど。）

### 《休会》

特別な事情があり休会をしようとする場合は、毎月1日から月末まで、1か月を単位に連続3か月を限度として休会することができます。休会する場合は、速やかに休会届を提出してください。休会中は、保護者負担金は発生しません。届出が無い場合は、保護者負担金が発生しますのでご注意ください。

### 《変更》

保護者の勤務先、勤務時間、住所、氏名等、申込時の内容に変更があった場合は、変更届を提出してください。

※携帯電話等の連絡先に変更があった場合も届出をお願いします。

## 8 費用（保護者負担金）

保護者負担金は、月額5,000円（8月は、10,000円）です。（2人以上の児童が入会する場合、2人目以降は半額。）利用月の翌月20日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に口座からの自動引き落としになります。（別途おやつ代、その他実費を徴収します。）

また、就学援助費の支給を受けている方、ひとり親等の保護者で、児童扶養手当の支給を受けている方に対し、保護者負担金を減免する制度もありますので、児童クラブへお問い合わせください。

※ 長期休暇中（春休み、夏休み、冬休み）のみ利用の方の保護者負担金は別途定めます。

## 9 家庭との連絡

次の場合は、連絡帳又は電話で児童クラブへ連絡してください。

※児童の口頭での連絡は受けられません。必ず連絡帳又は電話で連絡してください。

- (1) 欠席する場合（学校を休んだ場合にも児童クラブへの連絡を必ず行ってください）
- (2) 都合でお迎え予定時間に変更がある場合
- (3) お迎えの方が変更する場合（連絡帳等にて氏名、年齢、性別等を事前に連絡をしてください）

次の場合は、放課後児童支援員から保護者の緊急連絡先等へ連絡をさせていただきます。

- (1) 児童が体調を崩している場合
- (2) 児童が怪我をした場合
- (3) 連絡がなく、児童が児童クラブに来ない場合
- (4) お迎えがいつもと違う方で連絡がない場合
- (5) 災害発生時及び災害が予想されるとき
- (6) その他、放課後児童支援員が連絡を必要と判断した場合

## 10 病気、障がいについて

児童に持病、障がい等がある場合又は、疾病等で不安がある場合は事前にお知らせください。

## 11 伝染病などについて

集団生活の場である児童クラブにおいて伝染病の集団発生・まん延を防止するため、学校教育法施行規則において規定されている伝染病にかかった場合又は、その疑いのある児童の利用を制限します（「登校許可書」等を必要とする伝染病が完治した場合は、児童クラブへ登校許可書の写しを提出してください）。

伝染病などで学級・学年が閉鎖になったクラスの児童は受け入れできません。また、伝染病などで学校が臨時休校になった場合は、児童クラブも臨時休会となります。

## 12 登・下校について

児童の安全面の配慮から、1人帰りによるご利用はできません。帰宅は、原則として保護者のお迎え（夏休み、冬休み、春休み期間中は、送り迎え）が必要です。

※ 送り迎えは、保護者が放課後児童支援員へ児童を直接受渡するようにお願いします。また、連絡をいただいている方以外のお迎えの場合には、引渡できないことがあります。

やむを得ず別の方がお迎えに来る場合には、連絡帳等にて氏名、年齢、性別等を事前に連絡をしてください。

※ 原則として児童クラブからの一時外出（再度登会）はできません。

## 13 持ち物について

連絡帳（新規入会時に配布します。保護者と放課後児童支援員が連絡をとる手段として大切なものですので必ず毎日持たせてください。）、靴、カバン、ハンカチ、ソックス、その他持ち物には、全部名前を書いてください。防災頭巾（名前、住所、保護者名、電話番号を書いておく）を用意してください。

児童クラブにはお金、玩具など、学校へ持って行ってはいけない物や無くなっては困るものは持たせないでください。

## 14 活動内容

(1) 日課の目安（クラブの状況により変わります。）

時 間	児童の活動	目 的	放課後児童支援員の活動
下校時 ~ 15:00	登会（下校）、宿題、自由遊び等又は休息	学習（宿題）の自主的な習慣性を養う	健康状態確認 学校での様子を聞く 計画に基づく活動
15:00 ~ 15:30	おやつ	栄養補給及び食物の大切さを養う	出欠席状況把握 連絡事項、生活指導
15:30 ~ 17:30	自由遊び、工作教室、読み聞かせ、紙芝居等	集団行動における協調性を養い、友達の大切さを学ぶ	計画に基づく活動、児童の活動状況観察、集団活動の援助
17:30 ~ 19:00	教室のかたづけ及び掃除、帰宅準備	整理整頓・共有物の使い方を学ぶ	掃除、その日の反省、日誌記入、その他

※おやつ代につきましては、保護者会で決めておりますので児童クラブへお問い合わせください。

(2) 夏休み、冬休み、春休み期間の日課については、児童クラブごとにスケジュールを立てて運営します。

(3) 年間行事は、お誕生日会、年中行事、工作等児童クラブで独自のプログラムを立てて実施しています。

## 15 災害発生時（地震、風雪水害等）の対応について

風雪水害等で学校が臨時休校になった場合、児童クラブは休会となります。一斉下校（短縮授業）等になった場合、児童クラブは原則として午後2時からの開設となりますが、状況により臨時休会又は開設時間が変更になる場合があります。

災害発生時及び災害が予想されるときは、直接保護者に児童を引渡します。仕事や交通事情等により保護者の到着が遅れることが予想されますが、遅れてお迎えに来る場合でも引渡しするまでは保護しておりますので、速やかにお迎えに来てください。

災害時は原則として学校の指示に従いますが、状況により一時避難場所に避難して保護者のお迎えを待ちます。この場合、児童クラブの入り口、玄関等に避難場所を掲示しておきます。

災害時は電話の不通等が予測されますので、状況により、自主的なお迎えをお願いします。児童の安全が確保できない場合は、臨時休会又は終了時間繰上げとなる場合もありますのでご了承をお願いします。詳しくは、入会時にお渡しする「風水害時（暴風・大雪・大雨・洪水警報発令時）等の対応について」をご参照ください。

## 16 その他(お願い)

- \*同一敷地内に複数ある児童クラブにおいては、利用児童の状況に応じて1クラブで行う場合があります。
- \*児童クラブでは、保育所等と違い調理施設がありません。学校の休業日又は、小学校で給食のない日は必ずお弁当を持たせてください。
- \*市の広報やメディア等の写真撮影、取材等が児童クラブで行われる場合がありますので、ご協力をお願いします。写真撮影・取材等に問題がある場合は放課後児童支援員へご相談ください。
- \*子どもたちの児童クラブでの話は、毎日聞いてあげてください。
- \*連絡帳やおたよりには必ず目を通してください。
- \*児童クラブでは、児童安全共済へ加入していますので、不慮の事故には保険が適用されます。ただし、児童が故意に施設や備品等を破損した場合は、保険の適用外となるため、修理に要する費用をいただきます。また、故意に他のお子さんへ怪我を負わせた場合や、乗用車などに悪戯をした場合などは多額の賠償を請求される場合がありますので、各自で個人賠償保険等への加入をお勧めします。
- \*困ったことや相談がありましたら、放課後児童支援員にお気軽に声をおかけ下さい。

児童クラブ (電話 \_\_\_\_\_)

放課後児童支援員

☆ご不明な点につきましては

児童クラブへ直接お問い合わせ、又は子ども未来部子ども保育課児童クラブ担当  
【電話055-237-5092（直通）】までお問い合わせください。

